



全ト協発第309号(輸)
令和2年10月1日

都道府県トラック協会長 様

(公社)全日本トラック協会
会長 坂本 克己



移動タンク貯蔵所における事故防止の徹底について

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和2年9月24日、荷積みに向かう移動タンク貯蔵所が愛知県一宮市内の名神高速道路を走行中、車両後部タイヤ付近から火災が発生し、その影響により、移動貯蔵タンクのタンク室7室中3室が破裂した事案の発生を受け、消防庁危険物保安室長より、別紙のとおり通知がありました。

事故原因等の詳細については現在調査中とのことです、移動タンク貯蔵所の火災や流出事故の発生を防止するため、危険物取扱者等による移送開始前の点検、運転要員の確保、必要な応急措置等を徹底することが重要であり、事故の再発防止の観点から、令和2年9月25日付け消防危第239号「移動タンク貯蔵所における事故防止の徹底について」に示した事項の徹底を周知するよう依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴協会傘下の各事業者に対し、下記の事項の徹底をご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

[「移動タンク貯蔵所における事故防止の徹底について」(令和2年9月25日付け消防危第239号)における徹底事項]

- 1 危険物の移送をする者は、移送の開始前に、車両の適切な整備、運行前点検を確実に行うことはもちろんのこと、移動貯蔵タンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等を点検すること。
- 2 危険物の移送をする者は、移送が長時間にわたる場合には、運転要員を2人以上確保すること。(ただし、動植物油類等の移送については、この限りでない。)

- 3 危険物の移送をする者は、移動タンク貯蔵所を休憩、故障等のため一時停止させるときは、安全な場所を選ぶこと。
- 4 危険物の移送をする者は、移動貯蔵タンクから危険物が著しく流出する等災害が発生するおそれのある場合には、災害を防止するため応急措置を講ずるとともに、119番通報により最寄りの消防機関に通報すること。
- 5 運転手による無理な運転の防止や安全運転の確保等、保安に関する社内教育の充実を図ること。

以上

【添付資料】

- ①移動タンク貯蔵所における事故防止の徹底について（令和2年9月25日付け消防危第239号）
- ②[別添] 移動タンク貯蔵所から出火し移動貯蔵タンクの一部が破裂した火災

◇本件に関する問い合わせ先
(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 担当：柴崎
電話：03-3354-1038 E-mail : shibasaki@jta.or.jp

移動タンク貯蔵所から出火し移動貯蔵タンクの一部が破裂した火災

1 覚知日時等

覚知日時：令和2年9月24日（木）6時36分

鎮火日時：令和2年9月24日（木）7時04分

2 発生場所

愛知県一宮市内の名神高速道路一宮インターチェンジ上り線名古屋高速道路入口付近

3 概要

荷積みに向かう移動タンク貯蔵所が名神高速道路を走行中、車両後部タイヤ付近から火災が発生し、その影響により移動貯蔵タンクのタンク室7室中3室が破裂したもの。

なお、移動貯蔵タンクに危険物は積載されていなかったため危険物の流出はなし。

4 消防本部の対応

一宮市消防本部から消防車両8台が出動し消火活動を実施

5 移動タンク貯蔵所の構造等

種類：被けん引車形式、積載式以外

タンク容量：24,000リットル

常置場所：石川県金沢市

6 写真

